

- 一、不當解雇は今後共絶對に行はざる事と
- 一、退職手當は可及的速に増額すること
- 一、養に定める如く昇給は可及的速に實行すること
- 一、二重勤務に對しては日給二日分と一日に付三分々増を  
して支給すること

右の餘々左記署名者同意を以て實施誓約の爲茲に覺悟として  
二者に於て夫々交換候ものなり

昭和九年九月九日

小倉電氣軌道株式会社

事務取締役 則末 新治

總同盟九州聯合會

主 事 久保 時造

報告第二九〇號

日鐵八幡製鐵所中谷村採石場勞働爭議

發生 昭和九年九月二日

解決 同 九月六日